



令和8年2月16日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
高齢福祉課	事業者指導係	河村	内線 3468
			直通 058-272-8298
			FAX 058-278-2639

**介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金  
（令和8年4月以降に賃金改善・職場環境改善を完了する事業者対象）  
の申請を受け付けています**

県では、国の「医療・介護等支援パッケージ」に基づき、介護従事者に対する賃上げの支援及び職場環境改善を促進するため、補助事業を実施しています。

現在、下記のとおり、申請を受け付けていますので、お知らせします。

記

### 1 申請方法

申請期限：令和8年3月13日（金）

対象：令和8年4月以降に賃金改善・職場環境改善を完了する事業者

要件：令和8年度の実績報告（秋頃予定）までに事業を実施していること

申請方法：以下の申請フォームから申請

<https://fef26595.form.kintoneapp.com/public/000008ea99cd3e054578a04abb2fd4a8cb1a6d720c1b3395b26ec459d2bc16aa>

### 2 補助金の額

介護サービス事業所等の補助額は、以下の式のとおり、被保険者ごとの補助額を算出し、介護サービス事業所等ごとに補助額を合計する。

被保険者ごとの補助額 = 基準月の介護総報酬 × 交付率

※交付率はサービス類型及び事業所ごとに満たす要件によって設定されます。

### 3 問い合わせ先

【申請に関する問い合わせ窓口】

「岐阜県介護職員等の賃上げ事業等補助金事務局」

電話番号：050-1706-0475（受付時間：9:00 から 17:00 まで（土日祝を除く））

【補助金制度全般に関する問い合わせ窓口】

厚生労働省 老健局 介護職員処遇改善加算等コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00 から 18:00 まで（土日祝含む））

#### 4 その他

- ・令和8年3月末までに賃金改善・職場環境改善を完了できる事業者を対象とした補助金の申請は既に受付中です（申請期限：令和8年2月19日（木））。
  - ・やむを得ない事情で基準月（12月）の介護報酬が著しく低い事業者や令和8年1月～3月に新規開設した事業者などを対象とした補助金の申請は令和8年4月以降に別途お知らせします。
- ※ 詳細は県ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/478783.html>) をご参照ください。